

令和8年10月15日

事業主 様

兵庫県建築健康保険組合

短時間労働者にかかる保険料調整制度について

日頃より兵庫県建築健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、短時間労働者にかかる保険料調整制度について、厚生労働省から事務の取扱いが示されましたのでお知らせさせていただきます。

保険料調整制度とは、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大により新たに被保険者の資格を取得する短時間労働者について、保険料負担の発生を回避するために就業調整を行うことがないよう、短時間労働者の手取り収入の減少を抑制させるための制度です。

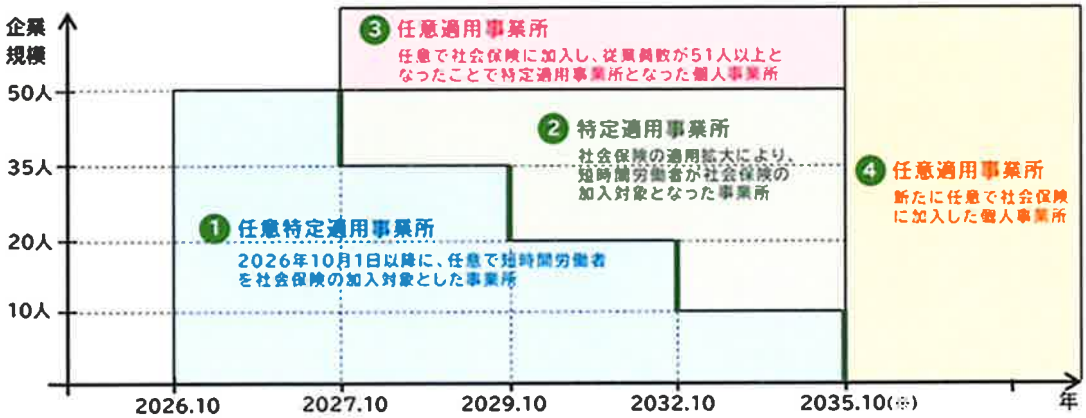
具体的には、事業主が保険料調整制度の利用開始を申出することで、短時間労働者の保険料負担割合を軽減し、事業主の保険料負担割合を増加させることが可能となり、当該増加した事業主の保険料負担割合分の健康保険料額・厚生年金保険料額（以下「保険料調整額」という。）については、通算3年間（36月間）、徴収を行うことを要しなかったものとみなし、当該保険料調整額を健康保険組合および日本年金機構から事業主に還付することとなる制度です。

保険料調整制度により、短時間労働者の手取り収入の減少を抑制することができ、かつ、事業主が最終的に負担する保険料額が増えることもありません。

ただし、現状では令和8年10月1日以降に、短時間労働者を被保険者とするため「任意特定適用事業所」（現行は従業員51人以上の事業所が短時間労働者を加入させなければならない特定適用事業所であり、50人以下の事業所は任意に特定適用事業所となることができます。）となる届出をした事業所のみですので、対象は限定的です。

なお、令和9年10月1日以降は、従業員36人以上の事業所が特定適用事業所となり、令和11年10月1日からは21人以上、令和14年10月1日からは11人以上、令和17年10月1日以降は全ての事業所と、順次適用対象要件が拡大していきますので、ご承知おきください。

【保険料調整制度を利用できる事業所のイメージ図】



※ 当面、対象となるのは、令和8年10月1日以降に従業員の人数が51人未満で任意特定適用事業所になった場合ですが、令和9年10月1日以降は順次適用対象要件が拡大していきますので、新たに対象となる事業所も増えていきます。

【保険料負担割合と保険料額】

※令和8年10月1日時点の健康保険料率で試算（調整保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は対象外）

標準報酬月額	被保険者：事業主（1、2年目） 負担割合	被保険者：事業主（3年目） 負担割合
	健康保険料額	健康保険料額
～88,000	25：75	37.5：62.5
	2,171 円：6,515 円	3,257 円：5,429 円
98,000	30：70	40：60
	2,902 円：6,771 円	3,869 円：5,804 円
104,000	36：64	43：57
	3,695 円：6,570 円	4,414 円：5,851 円
110,000	41：59	45.5：54.5
	4,451 円：6,406 円	4,940 円：5,917 円
118,000	45：55	47.5：52.5
	5,241 円：6,406 円	5,532 円：6,115 円
126,000	48：52	49：51
	5,970 円：6,467 円	6,094 円：6,343 円

※ 標準報酬月額が126,000円までが対象者です。

負担割合は上記の表のとおりであり、変更はできません。

厚生年金保険料も同様の取り扱いになります。

事 務 連 絡
令和8年9月9日

日本年金機構
健康保険組合
健康保険組合連合会

} 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省年金局事業管理課

保険料調整制度に係る事務の取扱いに係るQ&Aについて

保険料調整制度に係る事務の取扱いについては、「保険料調整制度に係る事務の取扱いについて」（令和8年9月9日付け保保発 0909 第2号・年管管発 0909 第5号厚生労働省保険局保険課長及び厚生労働省年金局事業管理課長通知）でお示ししたところですが、当該通知に関連して別添のとおりQ&Aを作成しましたので、内容について御了知いただくとともに、適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

保険料調整制度に係る事務の取扱いに係る Q & A

【保険料調整制度とは】

Q 1 保険料調整制度とは、どのような制度ですか。

A 1 保険料調整制度とは、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大により新たに被保険者の資格を取得する短時間労働者について、新たな保険料負担の発生を回避するために就業調整を行うことがないよう、短時間労働者の手取り収入の減少を抑制させるための制度です。

具体的には、対象事業所の事業主が保険料調整制度の利用開始を申出することで、短時間労働者の保険料負担割合を軽減させ、事業主の保険料負担割合を増加させることが可能となり、当該増加させた事業主の保険料負担割合分の健康保険料額・厚生年金保険料額（以下「保険料調整額」という。）については、通算 3 年間（36 月間）、徴収を行うことを要しなかったものとみなし、当該保険料調整額を事業主に還付することとなる制度です。

保険料調整制度により、短時間労働者の手取り収入の減少を抑制することができ、かつ、事業主が最終的に負担する保険料額が増えることもありません。

Q 2 保険料調整制度を利用することができる事業所は、どのような事業所ですか。

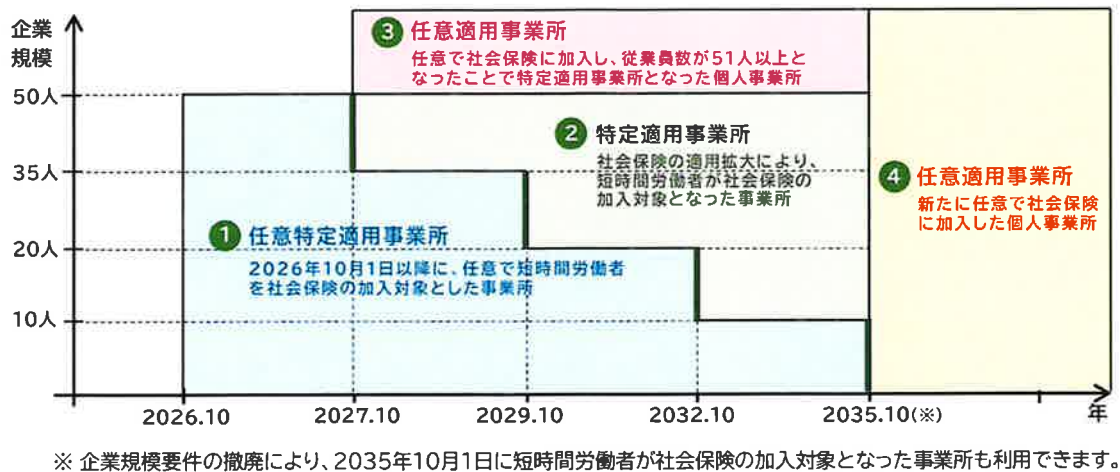
A 2 次の①から④のいずれかに該当する事業所が、保険料調整制度を利用することができます。なお、保険料調整制度は事業所単位で適用されます。

- ① 令和 8（2026）年 10 月 1 日以後に、任意特定適用事業所となった事業所
- ② 令和 9（2027）年 10 月 1 日以後の健康保険・厚生年金保険の短時間労働者に対する適用拡大（企業規模要件の縮小・撤廃（※ 1））により、特定適用事業所となった企業規模 50 人以下の事業所（※ 2）
- ③ 令和 9（2027）年 10 月 1 日から令和 17（2035）年 9 月 30 日までの間に、企業規模が 51 人以上となったことで特定適用事業所となった個人事業所（任意適用事業所に限る。）
- ④ 令和 17（2035）年 10 月 1 日以後に、任意適用事業所となった個人事業所

※ 1 短時間労働者が健康保険・厚生年金保険の適用対象となる事業所の企業規模要件（令和 8（2026）年 10 月時点は 51 人以上）は、令和 9（2027）年 10 月に 36 人以上、令和 11（2029）年 10 月に 21 人以上、令和 14（2032）年 10 月に 11 人以上に縮小され、令和 17（2035）年 10 月に撤廃されます。

※ 2 令和 17（2035）年 10 月の企業規模要件の撤廃により、短時間労働者が健康保険・厚生年金保険の適用対象となった事業所（企業規模 10 人以下の事業所）を含みます。

【保険料調整制度を利用できる事業所のイメージ図】



Q 3 保険料調整制度を利用することができない事業所はありますか。

A 3 次のいずれかに該当する事業所は、A 2 ①から④までのいずれかに該当する事業所であっても、保険料調整制度を利用することができません。

- ① 令和 8（2026）年 10 月 1 日において、既に短時間労働者が健康保険・厚生年金保険の適用対象である事業所（特定適用事業所、特定適用事業所不該当届を提出していない事業所又は任意特定適用事業所）
- ② 令和 8（2026）年 10 月 1 日以後に新しく適用事業所となった事業所（任意適用事業所を除く。）のうち、適用事業所となった日に企業規模 51 人以上の特定適用事業所となった事業所
- ③ A 2 ①から④までのいずれかに該当した日の前日までの間に、企業規模 51 人以上の特定適用事業所となった事業所
- ④ A 2 ①から④までのいずれかに該当したにもかかわらず、保険料調整制度の利用開始の申出期限内に申出をせず、その後、改めて A 2 ①から④までのいずれかに該当した事業所
- ⑤ 国又は地方公共団体の適用事業所
- ⑥ 既に保険料調整制度の開始申出をしたことがある事業所

Q 4 保険料調整制度の対象となる被保険者は、どのような被保険者ですか。

A 4 次のいずれにも該当する被保険者が、保険料調整制度の対象となります。

- ① 保険料調整制度の対象事業所に使用されていること
- ② 1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3

未満であること

- ③ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 標準報酬月額が12万6千円以下であること

Q 5 保険料調整制度の対象とならない被保険者はいますか。

A 5 次のいずれかに該当する被保険者は、A 4 ①から⑤までのいずれにも該当する被保険者であっても、保険料調整制度の対象となりません。

- ① 70歳以上の厚生年金保険高齡任意加入被保険者であること

※ 高齡任意加入制度は年金受給権を得ることを目的とした仕組みであり、保険料調整制度の趣旨と必ずしも合致するものではないため、対象となりません。なお、70歳以上の厚生年金保険高齡任意加入被保険者が健康保険に加入している場合、健康保険料は保険料調整制度の対象となります。

- ② 育児休業等期間中・産前産後休業期間中により保険料が免除されている被保険者

※ 納付すべき保険料がないため、対象となりません。

- ③ 2以上の適用事業所に使用されている被保険者

Q 6 保険料調整制度の対象被保険者のうち、一部の方のみ利用することはできますか。

A 6 一部の対象被保険者のみ、保険料調整制度を利用することはできません。

保険料調整制度は事業所単位で適用されるため、保険料調整制度を利用すると、事業所に使用される対象被保険者の全員に保険料調整制度が適用されます。

Q 7 保険料調整制度の対象となる保険料は、何ですか。

A 7 保険料調整制度の対象となる保険料は、督促状の指定する期限までに納付された対象被保険者の標準報酬月額に係る健康保険料・厚生年金保険料です。

対象被保険者の標準賞与額に係る健康保険料・厚生年金保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は、保険料調整制度の対象外です。

Q 8 保険料調整制度を利用すると、対象被保険者の保険料額はどのくらい軽減されますか。

A 8 保険料調整制度を利用すると、被保険者と事業主の保険料負担割合が、次の表のとおりとなります（通算 25 月～36 月目の被保険者の保険料軽減割合は、通算 24 月目までの保険料軽減割合の半分となります。）。なお、表に記載された保険料負担割合以外の割合に変更することはできません。

標準報酬月額	被保険者：事業主(1・2年目)	被保険者：事業主(3年目)
～88,000	25 : 75	37.5 : 62.5
98,000	30 : 70	40 : 60
104,000	36 : 64	43 : 57
110,000	41 : 59	45.5 : 54.5
118,000	45 : 55	47.5 : 52.5
126,000	48 : 52	49 : 51

また、保険料軽減割合は、次の表のとおりとなります。

標準報酬月額	保険料軽減割合(1・2年目)	保険料軽減割合(3年目)
～88,000	25%	12.5%
98,000	20%	10%
104,000	14%	7%
110,000	9%	4.5%
118,000	5%	2.5%
126,000	2%	1%

ただし、健康保険組合の場合であって規約により事業主の負担割合を増加している場合は、規約により増加している分の割合を控除した割合が、保険料調整制度利用開始後の保険料軽減割合となります。

【例：事業主の負担割合を規約により 60%に増加している場合】

標準報酬月額	被保険者：事業主(1・2年目)	被保険者：事業主(3年目)
～88,000	25 : 75	37.5 : 62.5
98,000	30 : 70	40 : 60
104,000	36 : 64	40 : 60
110,000	40 : 60	40 : 60
118,000	40 : 60	40 : 60
126,000	40 : 60	40 : 60

標準報酬月額	保険料軽減割合(1・2年目)	保険料軽減割合(3年目)
～88,000	15%	2.5%
98,000	10%	0%
104,000	4%	0%
110,000	0%	0%
118,000	0%	0%
126,000	0%	0%

なお、厚生年金基金に加入している事業所の場合は、Q11 をご参照ください。

Q 9 対象被保険者の保険料負担額は、どのように計算すればいいですか。また、徴収の際の端数整理についてはどのようになりますか。

A 9 各対象被保険者の保険料負担額は、次により計算します。

【保険料調整制度利用開始前の事業主の負担割合が 50%（労使折半）の場合】

被保険者の保険料負担額

$$= \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率} \times (50\% - \text{保険料軽減割合})$$

【保険料調整制度利用開始前の事業主の負担割合が規約により 60%になっている場合】

被保険者の保険料負担額

$$= \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率} \times (40\% - \text{保険料軽減割合})$$

なお、各対象被保険者の保険料負担額を計算した際に 1 円未満の端数が生じた場合は、

- ・ 事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合は、50 銭以下の端数が生じたときは当該端数を切り捨てて計算し、50 銭超 1 円未満の端数が生じたときは当該端数を 1 円に切り上げて計算します。
- ・ 被保険者が被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合は、50 銭未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨てて計算し、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときは当該端数を 1 円に切り上げて計算します。

ただし、上記にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合は、特約に基づき端数処理をすることができます（保険料調整を利用していない通常の場合と同様の取扱いとなります。）。

Q10 保険料調整額は、どのように計算すればいいですか。

A10 各対象被保険者の保険料調整額は、次により計算します。

$$\text{保険料調整額} = \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率} \times \text{保険料軽減割合}$$

なお、各対象被保険者の保険料調整額を計算した際に1円未満の端数が生じた場合は、50円未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨てて計算し、50円以上1円未満の端数が生じたときは当該端数を1円に切り上げて計算します。

Q11 厚生年金基金に加入している事業所の対象被保険者の保険料負担額や保険料調整額は、どのようになりますか。

A11 厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。

【保険料負担額や保険料調整額の考え方及び計算方法】

厚生年金基金に加入している事業所の場合、厚生年金基金が徴収する代行給付部分における保険料軽減額相当分を含めて、国（日本年金機構）が徴収する厚生年金保険料において調整します。

このため、各対象被保険者の保険料負担額は、次により計算します。

$$\begin{aligned} \text{被保険者の保険料負担額} \\ &= \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率} \times \\ &\quad \left(50\% - \frac{(\text{本来の保険料率} \times \text{保険料軽減割合})}{(\text{本来の保険料率} - \text{免除保険料率})} \right) \end{aligned}$$

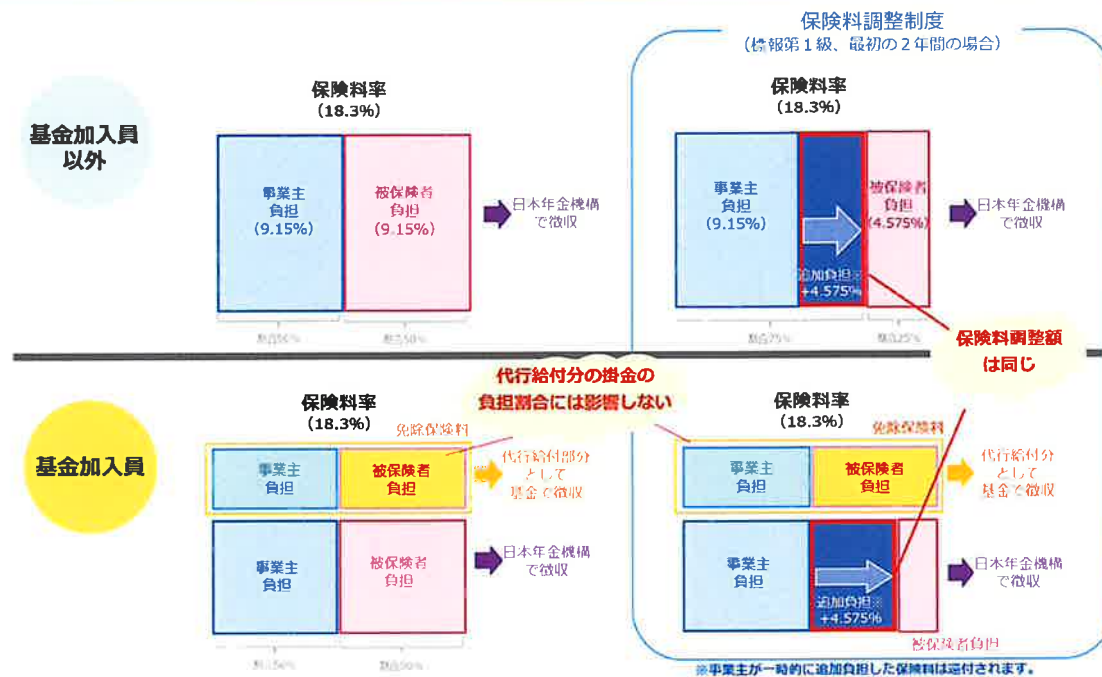
また、各対象被保険者の保険料調整額は、次により計算します。

$$\begin{aligned} \text{保険料調整額} &= \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率} \times \\ &\quad \frac{(\text{本来の保険料率} \times \text{保険料軽減割合})}{(\text{本来の保険料率} - \text{免除保険料率})} \end{aligned}$$

なお、対象被保険者の保険料負担額や保険料調整額を計算した際に生ずる1円未満の端数については、厚生年金基金に加入していない事業所と同様の取扱いとなります。

※厚生年金基金加入員への保険料調整制度の適用のイメージは次の図をご参照ください。

厚生年金基金加入員への保険料調整制度の適用のイメージ



Q12 保険料調整制度を利用し、対象被保険者の保険料負担を軽減することで、対象被保険者の将来の年金給付額に影響は生じますか。

A12 対象被保険者の将来の年金給付額に影響は生じません。保険料負担が軽減されても、年金給付額が減額されることはありません。

【保険料調整制度の手続きについて】

Q13 保険料調整制度の利用を開始するためには、どのような手続きが必要ですか。

A13 保険料調整制度は、対象事業所の事業主が申出期限（Q13 参照）内に「保険料調整開始申出書」を日本年金機構及び健康保険組合に提出することで、利用を開始することができます。

Q14 保険料調整制度の申出期限とは、何ですか。

A14 保険料調整制度の申出期限は、対象事業所の区分に応じ、次の①から④までに定める日から起算して2年を経過した日が属する月の前月までの間です。

保険料調整制度を利用するためには、申出期限内に「保険料調整開始申出書」を日本年金機構及び健康保険組合に提出する必要があります。

- ① 令和8（2026）年10月1日以後に、任意特定適用事業所となった事業所
：任意特定適用事業所となった日
- ② 令和9（2027）年10月1日以後の健康保険・厚生年金保険の短時間労働者に対する適用拡大（企業規模要件の縮小・撤廃）により、特定適用事業所となった企業規模50人以下の事業所
：特定適用事業所となった日
- ③ 令和9（2027）年10月1日から令和17（2035）年9月30日までの間に、企業規模が51人以上となったことで特定適用事業所となった個人事業所（任意適用事業所に限る。）
：特定適用事業所となった日
- ④ 令和17（2035）年10月1日以後に、任意適用事業所となった個人事業所
：任意適用事業所となった日

Q15 保険料調整制度の対象事業所に複数回該当する場合、申出期限はどのように取り扱われますか。

A15 保険料調整制度の対象事業所に複数回該当する場合、最も早く該当した日から起算して2年を経過した日が属する月の前月が、その事業所の申出期限となります。複数回該当することによって、申出期限が延長されることはありません。

Q16 保険料調整制度の利用開始を申出した場合、いつからいつまでの間、保険料調整制度が適用されますか。

A16 保険料調整開始申出書による申出があった日（保険料調整開始申出書が受理された日）の属する月から通算して3年間（36月間）、保険料調整制度が適用されます。

たとえば、令和8年11月20日に保険料調整開始申出書が受理された場合で、途中で保険料調整制度の利用が停止・終了しなかったときは、令和8年11月分から令和11年10月分までの健康保険料・厚生年金保険料が、保険料調整制度の対象となります。

なお、保険料調整制度の開始月は、保険料調整開始申出書が受理された日の属する月であり、当該月前に遡及して利用を開始することはできません。

Q17 健康保険料と厚生年金保険料のいずれか片方のみについて、保険料調整制度の利用をすることはできますか。

A17 健康保険料と厚生年金保険料のいずれも保険料調整制度の利用をすることができる場合は、同時に双方の保険料調整制度の利用開始を申出する必要があります。
このため、健康保険料と厚生年金保険料のいずれか片方のみを任意で選択して保険料調整制度を利用することはできません。

Q18 保険料調整制度の利用を開始しましたが、事業所や被保険者の任意で、利用を途中で止めることはできますか。

A18 保険料調整制度の利用を開始した場合、事業所や被保険者の任意でその利用を止めることはできません。

Q19 保険料調整制度の利用を開始しましたが、事業所や被保険者の任意によらずに、利用が停止される場合がありますか。

A19 申出期限内に保険料調整額が0円となった場合（対象被保険者が0人となった場合）、保険料調整制度の利用が停止され、対象期間（36月間）の通算が停止されます。

また、申出期限内に、対象事業所が特定適用事業所不該当届を提出した場合や任意特定適用事業所でなくなった場合も、対象被保険者が0人となることから、保険料調整制度の利用が停止され、対象期間（36月間）の通算が停止されます。

なお、申出期限後に保険料調整額が0円となった場合（対象被保険者が0人となった場合）は、保険料調整制度の利用は停止されず、対象期間（36月間）の通算も停止されません。

Q20 保険料調整制度の利用が停止された場合、再開することはできますか。

A20 保険料調整制度の利用が停止された場合、申出期限内に「保険料調整停止解除申出書」を日本年金機構及び健康保険組合に提出することで、利用を再開することができます。

なお、保険料調整制度の利用が停止された後、日本年金機構及び健康保険組合から「保険料調整停止のお知らせ」が送付されるまでに一定の期間を要するため、「保険料調整停止のお知らせ」が送付されるまでの間であっても、「保険料調整停止解除申出書」を提出することが可能です。

この場合も、健康保険料と厚生年金保険料のいずれか片方のみを任意で選択して再開することはできません。

Q21 保険料調整額は、どのように還付されますか。

A21 ある月分の保険料調整額は、当該月の4月後までに健康保険料・厚生年金保険料に充当することで、事業主に還付します。

充当すべき保険料額がない場合には、還付金として事業主に還付します。

【その他】

Q22 保険料調整制度の利用中に健康保険料・厚生年金保険料を滞納し、督促状により指定する期限までに保険料を納付しなかった場合、その月分の保険料負担割合はどうなりますか。

A22 督促状により指定する期限までに保険料を納付しなかった場合、その月分の保険料の被保険者・事業主の保険料負担割合は、保険料調整制度利用開始前の保険料負担割合が適用されます。

Q23 保険料調整制度を利用している対象事業所が一括適用事業所の手続きをした場合、どうなりますか。

A23 保険料調整制度を利用している対象事業所が一括適用事業所の手続きをした場合で、当該対象事業所が適用事業所として存続するときは、そのまま保険料調整制度の利用が続きます(対象期間(36月間)の通算も、そのまま引き継がれます。)

一方、当該対象事業所が適用事業所として存続せず、他の適用事業所に一括されるときは、当該他の適用事業所の保険料調整制度の利用状況が引き継がれます。